

【2025年度以前に標準修業年限超過となっていた者】

2026年度における第7セメスター（学期）以降の納付金について

（文学研究科・政治学研究科・経済学研究科・法学研究科・体育学研究科）

博士課程後期では3年間（6セメスター）を超えて在籍する場合は、第7セメスター以降、順次在籍セメスターが進むこととなります。

2025年度以前に標準修業年限超過となっていた学生の第7セメスター以降の納付金は、【表】に基づき納入していただきます。

- 第7セメスター以降在学中に納入いただく金額は、基本料、単位料及び学位論文等指導料の合計額となるため、不足単位数に応じて金額が変わります。

【表】セメスター（半期）分

《単位：円》

研究科・専攻	基本料	単位料 (1単位あたり学費×不足単位数)	学位論文等指導料 (1単位料相当)	納入額
文学研究科	155,000	41,000×不足単位数	41,000	基本料 ・ 単位料 及び 学位論文等 指導料の合計
政治学研究科	155,000	39,000×不足単位数	39,000	
経済学研究科	155,000	41,000×不足単位数	41,000	
法学研究科	155,000	39,000×不足単位数	39,000	
体育学研究科	178,000	47,000×不足単位数	47,000	

※医学研究科先端医科学専攻は、4年間を超えて在籍する場合、2025年度の博士課程4年次の学費とする。

(注)

- ① 上記の他に、学生健康保険互助組合費及び同窓会費（既定回数納入済みの場合は不要）を納入していただきます。
- ② 休学者については、上記の金額とは異なり、在籍料として半期25,000円と学生健康保険互助組合費を納入していただきます。
- ③ 2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生及び2026年度に7セメスター以上に再入学をした学生は、**【2026年度以降初めて標準修業年限超過となった学生】**をご確認ください。